

令和4年度 旧上瀬谷通信施設周辺における新たな交通の事業スキーム検討業務委託 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

令和4年度 旧上瀬谷通信施設周辺における新たな交通の事業スキーム検討業務委託

2 履行期間

契約の日から令和5年3月24日（金）まで

3 履行場所

横浜市内

4 業務目的

旧上瀬谷通信施設地区は、平成27年6月に返還された約242haの米軍施設跡地であり、現在、当該地区の土地利用に係る検討が横浜市関係区局・関係機関等において進められています。

旧上瀬谷通信施設地区の土地利用転換が行われることで、当該地区周辺において交通需要の発生が想定されることから、本市では、周辺道路の整備に加えて、相模鉄道本線瀬谷駅周辺を起点とした新たな交通の導入にむけた検討を進めています。

本業務は、新たな交通の設計・建設から維持管理、運営までの最適な事業スキームの選定にむけて、関係者へのヒアリングや事業スキームの概略検討を行うものです。

5 業務概要

(1) 前提条件の整理

新たな交通の事業内容、事業スケジュール、関連法制度、資金の種類、事業主体等について整理します。

(2) 関係者へのヒアリング

新たな交通の導入や運営に関連する事業者を選定し、ヒアリング内容の整理・ヒアリング・ヒアリングのとりまとめを行います。

(3) 事業スキームの予備検討

業務範囲の設定、事業手法の整理、事業期間の設定、リスク分担の整理、定性評価を行います。

(4) 打合せ協議

打合せ協議を行います。

(5) 報告書作成

(1)から(4)までの事項を報告書にとりまとめます。

6 成果品

- (1) 成果品は、報告書を製本2部、電子データ（編集できるデータを含む）1部とし、本業務委託により作成した資料を全て含めてください。
- (2) 納入先は、都市整備局上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室上瀬谷整備推進部上瀬谷交通整備課とします。
- (3) 成果品は全て横浜市に帰属することとし、受託者は横浜市の承諾を得ずに使用または公表しないでください。

7 その他

- (1) 本業務を実施するにあたり、疑義を生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ進めてください。
- (2) 業務の実施にあたり、委託者と打ち合わせた結果を打合せ記録に取りまとめ、速やかに委託者の承諾を得るようにしてください。
- (3) 並行して他部署・他機関において実施する関連業務と整合を図りながら進めてください。